

令和3年度直方市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者等の経済的な基盤を確立し、自立促進に資することを目的として、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 次のすべての条件を満たす重度障害者多数雇用事業所
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を行う障がい者（在宅就業障がい者）
- イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業障がい者支援団体）

4 調達する物品等

調達する物品等は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、調達可能な物品、役務であれば対象とする。）

物品：事務用品、福祉用具、菓子類・食料品、野菜、園芸用品、家具、生活雑貨 など

役務：印刷、クリーニング、リネンサプライ、清掃、除草、情報処理、仕分け・発送、資源回収・分別、警備、施設管理 など

5 調達の目標

本市の令和3年度調達目標は、イベントの実施や広報等の更なる活用を通じ、障がい者就労施設等に対する市民や企業等の理解を一層深めるよう努め、4に定める物品等について、新たに調達できるものがないかを全庁的に検討し、別に取りまとめる前年度実績を上回ることを目標として、障がい者就労施設等からの物品等の調達の

推進に努めるものとする。

6 調達の方法

- (1) 障がい者就労施設等への調達にあたっては、障がい者就労施設等からの情報収集を行ったうえでその内容について集約をし、庁内ネットワークや会議等を通して周知するとともに、積極的な調達を要請する。
- (2) 調達可能な物品等については、各部署及び調達部局と十分に検討する。なお、仕様や納期については、可能な限り障がい者就労施設等の特性に配慮するものとする。
- (3) 市が主催、共催するイベントでの展示・販売、イベント等における販売スペースの確保等、施設等の物品の販売機会の確保に努めるとともに、事前PRも含め市内外へ幅広く周知を図る。
- (4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、市内に所在する施設を優先させるものとする。
- (5) 障がい者就労施設等の製品開発・販路拡大等に関する取り組みを支援する。
- (6) 公契約における障がい者の就業を促進するための措置

市は、法第10条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用者数以上の障がい者を雇用していない事業主に対して、公共職業安定所において実施する障がい者雇用に関する施策等を教示することにより、障がい者の就業の促進に関して理解を求めよう努めるものとする。

7 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、直方市契約規則（平成27年3月31日規則第24号）第18条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）により契約を締結するものとする。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後遅滞なく実績を取りまとめ、公表するものとする。

9 その他

- (1) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設管理運営業を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障がい者就労施設等からの調達に関する理解と協力を求める。
- (2) 法の趣旨を理解し、職員個人や親睦会等においても、率先し障がい者就労施設等からの物品の購入に努める。
- (3) 障がい者就労施設等からの物品等調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うこととする。
- (4) この方針に関する窓口は、市民部健康福祉課障がいサービス係とする。

10 附則

本方針は、令和3年4月1日から施行する。